

# ニール号破船

——西陣織工の死——

富田 仁

明治七年（一八七四）三月二十日夜、南伊豆の人間村沖合で、フランス郵船ニール Le Nil号が暴風雨のために座礁、沈没した。

このニール号遭難事件を報じた新聞は、日本のそののみでなく、フランスの新聞もあったが、ほとんど同時的報道であった。たとえはフランスの「ル・タン」Le Temps紙では、▲Dépêches télégraphiques▼（至急電報）欄で、これを伝えてゐる。

Yokohama. 25 mars.

Le Paquebot des messageries maritimes, le Nil allant de Hong-Kong à Yokohama, s'est échoué en vue du Cap. Josu. Les passagers et l'équipage sont sauvés.

La canotière française Touraine sera envoyé sur les lieux pour porter.

（横浜 三月二十五日）

香港から横浜に航行中の郵船・ニール号は伊豆半島を眼前にして座礁した。乗客及び乗組員は救助された。フランスの砲艦トゥーレヌ号は他日現地に派遣されることだらう。）

フランスの新聞の第一報はすこぶる簡単なものであったが、これ

が三月二十九日付の新聞報道であるところに注意して欲しい。

日本の新聞でも遭難後一週間を経て初めてニール号遭難事件ととりあげているのである。『東京日々新聞』は三月二十八日付の同紙第一面の「江湖叢談」にニール号遭難を伝えてゐる。

「伊豆の國より來狀に云く本月二十日の夜同國妻良にて（フランス）船一艘沈没せり其乗組のフランス人一兩名上陸して頻りに何か申立れども言語さらに通ぜず只難船人の趣なれば早速足柄縣へ届出たれども是れ又通事なきを以て情實細かに分からざれども乗込の者多分ハ溺死せしならん可憐の至りなり且つ其船ハ蒸氣なりしや帆船なりしやも慥にハ知るべからずとかや總て海邊を管轄せる諸縣にハ譯官一員ぐらゐハ御備ありとも可ならんか爰に該縣廳よりの届書を録す。

佛國船沈没乗組之内漂着之儀に付上申書

本月廿一日當管内豆州賀茂郡人間村へ外國人壹人上陸事情相尋候處佛國人ニ而船名ニール人員百四十六人乗組内六十人便船ニ而本月十三日香港出帆横濱へ通航之折柄二十日闇夜難風波に逢ひ元船破損右人間村字白根海底へ沈没ニ付キ四人救出候處三人ハ溺死致シ漸ク

壹人上陸候由且ツ隣村妻良村へモ右乗組ノ内三人上陸候段今二十四日兩村ヨリ別紙ノ通り訴出候間右之趣内務省外務省へ上申奈川縣へモ廻達ニ及ビ置申候尤モ不取敢當縣官員出張保護申付候儀ニ御座候此段上申候也。

明治七年三月廿四日 足柄縣權令柏木忠俊

昨日の報知新聞に據るに(ニール)號ハ(フランス)の郵船なり同國の軍艦(ポレン)号に突き當りて破船せりといふ」

『東京日々新聞』は三月三十日にもニール号遭難事件を報ずる横浜で刊行されている『エコー・デ・ジャポン』Echo du Japon紙の記事を再録して伝えているが、『横濱毎日新聞』(三月三十日)、『新聞雜誌』(三月三十日、四月八日)、『郵便報知新聞』(四月二日)などにもニール号遭難に関する記事がみられる。

前掲引用記事中「兩村ヨリ別紙ノ通り訴出候」とある妻良、入間兩村からの遭難に関する届書は『横濱毎日新聞』に記載されているというふうに、当時の新聞記事からだけでも、ニール号破船の模様は再現できそうであるが、それにもまして、南伊豆町入間の外岡慎吾氏宅に『加美家沿革誌』と題する貴重な記録がある。そこにはニール号遭難記が収められている。昭和五十二年六月、私は外岡家でその記録を閲覧かつ撮影する機会にめぐまれた。外岡文平氏は當時入間村戸長であり、誠一郎、慎吾氏といふふうに続いて現在に至っている。ニール号遭難記は後に引用するが、誠一郎氏の代、明治四十三〜五十年頃に執筆したものとみられる。

『加美家沿革誌』第六章「佛國郵船ニール號遭難と當家との關係」には、つぎのように記されている。

「佛國マルセーユ郵船會社所有汽船爾伊兒號(長サ四十九間半巾

四間半三本マスト)中國香港を發し、横濱に向つて航行の途中、明治七年三月二十日夜半、咫尺を辨せざる暗黒の闇に災ひせられて其の進路を誤り、當村沖合三ツ石に坐礁し、折柄強風怒濤の爲めに船体忽ち覆没して、乗員九十名の中辛うじて危難を脱し得たる生存者僅かに四名に過ぎず、爾餘の乗員皆悉く溺死し、數日にして浮屍の漂蕩して岸に抵れる者、當村地先及び遠近各村の地先を通じて三十一名を算するのみ、而して他の五十五名は遂に死体の漂着を見ざりしと云う。

是くの如き大量の遭難事件は、當村開關已來未だ嘗つて見ざる所亦聞かざる所、殊に明治年代の初期に於ける諸外人の遭難にして、且つ亦言語相通せざるが故に、其の取扱ひに物情騒然たるものあり、邊陲桃源洞裏の夢自から覺め、敢然起つて即時善後處理に邁進する衷とせり、

時の戸長當家主人文平直ちに人夫同伴地先海岸を巡視すれば、オテ海浜に二名の漂着死体有り、更に同沖合白根付近に櫓の先端を發見するに及んで、遭難の事實を確認し、即刻屍骸を收容して樽詰となし、且つ亦脚夫を足柄縣廳に派して事件の概況を報告せしめたり、縣令(知事)柏木忠俊閣下大に驚き、急遽縣屬十名を帶同して当地に出張せられ、當家に滞留數日具さに實情を調査して應急の處置を講じ、後事の一切を縣屬前田甲龍折原直敬の兩氏に委して阪縣せられたり、而して是の事件の詳細は後段転載する所の先代誠一郎氏の遺稿「ニール號遭難の記」に委細詳述せらるるが故に、但其の梗概を述ぶるに止めんとす。尚收容の屍骸三十一名の各々諸精靈は、海藏寺墓地内に磨石を疊んで、丈餘の莊嚴堂々たる慰靈塔建設せられ、萬里異邦の地下に久遠の永眠を続けつゝあり、遭難の各諸

精靈亦以て冥すべし、」

さらに右引用中に記載の「ニール號遭難の記」が「吊魂碑文」のあとに掲げられている。もっとも古いまことつた記録である。

「故外岡誠一郎氏ニール號遭難記（遺稿全文寫）」

明治七年三月二十一日午前七時頃当入間濱先へシャツ一枚の西洋人來れる旨拙宅へ届出たる者あり、其の当時拙者の父文平なる者戸長の職に在り、其の届出に接し自から西洋人に接し其の事情を問はんとすれども語通せず、取敢へず家に招き充分保護を與へ更に様子を問ふに手真似にて難船したる旨を報じたり、故に自から入足を率ひ海岸を巡視するに當り、地先三ツ石の内白根と云ふ所に櫓有るを認めたり、之れに依りて難船したるを判明せり、更に濱先オテ濱に至れば死骸二個漂着せるあり、一人は清国人一人は佛国人なり、是れを前濱に運び來たり樽詰になし置き、直ちに足柄縣廳に脚夫を派し其の旨を届出づ、縣廳にては帝國の一大事變なりとし、縣令柏木忠俊殿縣屬十名を率い拙宅へ出張す、

尚当村の隣村妻良村の内吉田と云ふ所よりボートにて三名漕ぎ付け全地人民の保護を得助命したり、右の四名の内一人は商人にて姓名をジョンと呼び、他の一名はコック二名は水夫なり、縣令は直ちに彼の三名の者も拙宅に招き充分なる保護を與へたり、拙宅に於てもジョン氏にツムギの衣類一重を與へ、他の三名には木綿の衣類二枚宛を與へたり、ジョン氏は吾横濱市に於て十數年寄留し商業を營み、明治六年九月一度佛蘭西に皈り、当時妻子を携帶し同船に乗組み横濱に皈らんとするに當り、此くの如き難事に遭ひたりと云ふ、妻及び二子は溺死したりとて大に歎き居れり、

此のジョン氏が少しく日本語を解したるに付き、船名及び積荷又

乗組員乗客等も概略判明したり、同氏の言によれば乗組員は水夫及び乗客共都合六十四名なりという、曩に縣令此の顛末を外務省に報じたれば外務省よりも官員四名出張す、尚佛國領事館よりも領事出張、其の當時長官らしき者二名兵士四名軍艦に乗組み當濱に着し縣知事に總ての事を托し飯濱したり、縣知事に於ては萬事取調べの上、縣屬前田甲龍・折原直敬の両氏に托し飯縣す、両氏は難船の顛末を取調べの上船カス積荷漂着の分は神奈川縣へ廻送す、屍骸は當共同墓地や海藏寺内境へ埋葬す、尚屍骸は近縣神奈川縣馬入及び本縣戸田村等よりも送り來れり、屍骸三十一の内清国人十一、西洋人二十墓地に埋葬す、屍骸にて人名の判明したるものは二十一日朝漂着したる者一人なり、

是れは我海軍省雇にて横須賀船渠の技師なりしと云う、他は殆んど腐敗して其の何人なるか判明せず、僅に携帯品時計・指輪・衣服等にてセントルマンなるべし、キャプテンなるべしと想像するに過ぎず、携帯品は前田氏取調べの上之れ亦神奈川縣廳へ廻送す、前記折原縣屬は途中にて飯廳し、前田縣屬と父文平と二人にて後始末をなせり、

右に付佛國公使館よりは賞状を縣廳及び前田甲龍戸長外岡文平へ發したり、其の後藤の花らしき帽子を戴きたる人物本村を巡廻せり、尚屍骸の衰につきては海藏寺住職北村讓山師亦大に盡力せられたり、前田氏は五月五日後事を第五大區九小區長山本謙吾氏及び戸長外岡文平に托して飯廳せられたり、（終り）

この文章のあとに「佛國大使一行來村」として大正十五年九月十五日、駐日フランス大使クロードルのニール号遭難者展墓のための來村とその謝辞を伝え記している。

淺子勝二郎氏は「明治文化史の一頁——二つの海難事故を中心とする小考——」（『史学』）と題する論考でニール号遭難事件に言及するとともに、氏の発見された「ニール号遭難始末記」（仮称）を資料として「注」で紹介している。表記その他において前に引用した「加美家沿革誌」中の遭難記録とは多少異なるが、骨子では大同小異である。

淺子氏はその論考で、遭難者のひとりで、横須賀造船所の技師アントワース・リッショニー Antoine Liccioni についての紹介を行っている。

一八六五年十二月三日、横須賀製鐵所に運用方頭目として来日したリッショニーは雇用期間中に二度帰国したが、その再度の休暇を終えて日本に戻る途次、遭難したのである。

さて、唯一の日本人遭難者として吉田忠七という京都・西陣の器械工がいた。

『新聞雑誌』の記事中「佛蘭西船ニール號ノ日本人船客ハ（マルセル）ヨリ出發ノ吉田一人ナリ、右吉田ハ西京ノ糸屋ニテ年輪三十歳佛國ニ在留スル「十三ヶ月本使歸航セルナリ」と、吉田忠七の遭難を報道している。

吉田忠七は、維新後、洋式工業によって産業發達を計ろうとする明治政府の意向にのっとり、西陣機業の發展もまた機械力によると考えた京都府知事長谷信篤の西陣職人のフランス派遣によってリヨンに赴いたのである。

長谷知事は最初西陣物産總會社の世話役だった竹内作兵衛を派遣して新しい技法を伝習させることを考えたが、老年のために辞退を申し出た竹内の代わりにその別家に当る佐倉常七の派遣を決めて辞

令を發した。

「上京三區

蘆山寺通通戊亥町

佐倉常七」

織物修業并機械爲買入佛朗西江差遣候事

壬申

六月

京都府

佐倉常七のリヨン留学と同時に織工井上伊兵衛も同じく留学の下の命を受けた。その後吉田忠七がとくに同行を願ひ出て許可された。

佐倉・井上の二人は実地の修得を命ぜられたが、吉田は理論の研修を志望し、明治五年十一月十七日神戸から出航し、フランスに赴いた。三人の西陣の職人がどのような目的で旅立ち、いかなる条件の下にリヨンに滞在したかは出發前の十月に京都府に提出した「御請書」に明記されている。

一 今般織物修業器械御買入旁ニテ佛蘭西國江被差遣候段御申渡相成難有御請仕候事

一 各國御條約書中ニ有之候條々ハ一々相心得可申事

一 御雇教師レオンデュリイ君仕出書翰拾五通別紙付立之通順々相届其向キ江頼談可仕候事

一 佛蘭西國リヨンニ於テトウロサン第一番絹織工ジュールスリースレイ方江到着同人江隨從織方ヲ始織絲之精撰方器械之研究染法并寸尺之適宜等ニ至迄詳委修業可仕候事

一 綾織器械二具平織器械二具臺二組御買入代并海上運賃トモ一式御引當洋銀札千弗ジュールスリースレイ方江爲替御送方相成候

テ器械買入右代價拂方等ニ至迄總テ同人エ御任せ相成候私共儀ハ追テ歸着之硯現品持歸可仕事

一 私共三人八カ月修業教授料并諸入費トモ凡積リ一カ月百弗ツ、ニメテ貳千四百弗御引當之分ジュールスリズレイ方江爲替御仕送り相成右之内ヲ以食料其外諸入費ジュールスリズレイ方ヨリ請取追テ差引可致候段承知仕候事

一 私共三人往返入用片道壹人五百弗ツ、三千弗也之内現金此度船賃其外ニメテ三人江對シ御下渡相成殘金前同様爲替手形ニテ正ニ拜借仕候事

一 前類御買入之器械代修業料往返運賃其外遺拂御勘定之義ハ孰モ横文之證書取付歸朝之上明細帳ヲ以可逐御勘定候事

一 往返乘艦心得方之義ニ就テハ辛未十一月廿三日被仰出候外國船乘組規則之通確守可仕候事

一 何事ニ不寄皇國之御爲ト可相成筋見聞之節ハ精々心ヲ用ヒ穿鑿ヲ遂候上書面ヲ以外國官又ハ神奈川大坂兵庫長崎新潟箱館之内外國掛御役所ハ飛脚便之節可申越若亦書通不便之節ハ歸京之上可申出書

一 銘々父母之邦ヲ離レ外國江罷越候義ニ付各覺悟可有之義ニ候得共一身之愼方ハ不及申聊之事ナリトモ御國之御外聞不相成様心懸可申且引當無之外國人ヨリ借財之義決テ不相成滿一旅費其外差支無餘義外國ニ於テ借財イタシ候ハ、歸國之節迄ニ何様ニモイタシ償戻決テ而不義理之事仕聞敷若又引負等イタシ其儘迷れ歸り追テ願ル、ニ於テハ當人ハ勿論主家一類迄其時宜ニ寄愈度御咎之上償戻之義可被仰渡事

一 海外旅行中御國人ニ出會候ハ、假令不相知モノニ候トモ互ニ

相親ミ其モノ不心得之事有之候ハ、異見差加ヘ或病氣等艱苦之體見捨兼候ハ、可成丈ケ扶助イタシ遣可申事

一 外國人江對シ恨ヲ含候事有之候トモ可成ハ堪忍イタシ不得止節ハ其土地之役所江訴立靜ニ筋合糺貫ヒ何程忿怒ニ堪サル事ナリトテ決テ外國人ヲ殺害イタシ又ハ痾負候様之舉動致聞敷事

一 御渡シ御印章ハ大切ニ取扱歸國之上可奉返納尤當御役所ニ限前書何之港ニテモ歸着之都合次第相納候テ不苦候事

一 他國之人別ニ加リ候事并宗門相改候義堅ク御制禁之事一年限之儀ハ一ケ年御許容可被下候事

一 一年限相立無滞歸國之上旅行中之始末委細可申上候事  
右之廉々相守職業勉勵可仕仍テ御請書奉差上候以上」

三人の職人はまったく言語を解せぬフランスに修業のために立ち、六年二月八日頃に、マルセイユに上陸し、リヨンに着いた。予備知識もなく洋式機業の技術を学ばなくてはならなかった職人たちの苦勞は筆舌に尽せぬものだったことだろう。リヨンの「トウロサ」Tonlosar はいまでは都市整備化のために昔日の面影もなく、今春、私が訪れたときは道路工事中だった。吉田忠七たちが住込んだジュールスレズリイとはいかなる人物か、その居住跡を探したがわからなかった。百年餘の歲月の流れはあまりにも長いのだ。

西陣の職人たちは京都府仏語学教場の教師レオン・デュリーLeon Durieの紹介状を携えてジュールイ宅に赴いたのだが、言葉がわからぬためにリヨンまでの三日間飲食もできなかったというふうなきわめて苦勞を重ねた。リヨンで、彼ら三人は当時留学中の小田均一郎と坂田乾一にいろいろと世話をみてもらうことになる。八カ月間の研修後、佐倉常七と井上伊兵衛は帰国し、六年十二月二十八日、

西陣に新しい技術とジャガード織機を持ち帰った。

だが、吉田忠七は三カ月間の帰国延期を願ひ出てひとりリヨンに残った。それはさらに研修を重ねる目的のことだったと考えられる。そして吉田忠七はニール号遭難により生命を落したのだ。人間の運命の岐路を思わせる出来事である。

ニール号の遭難で吉田忠七が死亡したことは、西陣機業界に大きな衝撃をあたえたにちがいないが、リヨンに留学した中江兆民もこの事件を筆にしている。

「……我京都府知事の命に由り西陣の職人十數名佛國に渡航し里昂に滞留し、日々工場に赴きて傳習し心悟り手熟し利便の器具を買込みて歸朝しけるが伊豆の海上俄に颶風に遭ひ船覆へりて職人と職具と俱に水底に没せり、其後果して再び別に職人を差遣せしや否や、再び職具を買來りしや否や絶えて未だ消息を聞かず」

兆民がリヨンで吉田たちと会っていたことも考えられるが、証拠はない。

吉田忠七はニール号とともに沈み、その研修の成果も持ち帰った機械も永久に波に吞まれて消えてしまったのである。

遭難後、西村新七という人物が京都府役人、井上・佐倉兩人と吉田の遺族にあてた書面が伝えられている。明治七年三月三十一日横濱発信の書状である。

「先日電信を以申上候通り、去三月廿日の夜伊豆沖にて仏國飛脚船瀬に乗上げ、其儘しづみ、九拾七人の乗込の内四人たすかり、壹人は明廿二日死去、残り三人助かり、廿九日神奈川縣より佛國問屋兩所より、伊豆え出張罷越され候得共、何分跡方もなく、九十四人の者水死之内、横濱在住の人の家内有て心配入仕候得共一切海中原野にて、帆柱も見え不申候處、三人たすかり候内壹人、兼て船中にて吉田君と別段懇意致候人、たすかり歸り敷候に付、去卅日佛國出

張天主堂に於て、各國諸陣艦其外士官其國々懇意之人に、私始め小

田様共法事供養相勤候處、何分御持参品々之内、定て御用物等是有候哉と察候得共、何分外の異人の人の品物始、何壹つ相分不申、只々私且那寺え頼み候て、小田様として供養仕候外致方も無御座候間、此段奉申上候。尤傳信にて荷物等御尋に候得共、人名九十七人の内、御三人より助り候次第、御手紙壹通も揚不申候間右の段奉申上候。扱々右吉田様御親類方、井上様、佐倉様各様えも宜敷奉申上候。私し義小田様と日々御待申上げ佛英アメリカ三國之船、入舟候と時々出向参り、日々御歸りを御待申居候處、右之仕合、申上様も無御座候。只々供養致候外致方無御座候間、右御察被成下候。早々三月卅一日夜認メ

西村新七

京都府御役人衆中様

井上様

佐倉様

吉田様御親類中様

この書面によると、ニール号の乗船者が九十七人いて、そのうち四名が岸辺にたどり着いたが、一名死に、生残者わずかに三名だったことがわかる。また、三月三十日「横濱出張天主堂」つまり横濱のカトリック教会で法要が営まれたこともあきらかにされている。その法要に西村新七は小田某と参列していたというのである。

ニール号遭難碑の苔むすばかりの石碑を前にして、私はリッショ一の死とともに、西陣の織工・吉田忠七の最期を思い、しばし、その冥福を祈った、日本の近代化に貢献させられた無名の人びとの死、その意味を十分に考えなくてはならぬ義務があるように思いながら。

(一九七七年七月)